会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和７年５月２３日

奄美市農業委員会

第５回定例総会議事録

署名委員　照井　香里

署名委員　大瀬　昭信

奄美市農業委員会第５回定例総会議事録

１．招集日時　　令和７年５月２３日(金)　　午前９時３０分～

２．招集場所　　奄美市役所　５階大会議室

３．出席委員

番号	氏　　名	番号	氏　　名
1	里　　義文	8	榮　　清安
2	朝　　郁夫		
3	茂木　幸生	10	山田　正修
4	与沢　裕美	11	岸田　国広
5	照井　香里	12	里　　和彦
6	大瀬　昭信	13	中棚昭三十
7	日高　千夏	14	田中　幹雄

４．欠席委員　１　名
　９番　西　　盛満

５．出席職員
事務局長兼住用分室長　　池　　秀 平　　事務局次長　　勝　　裕 美
笠利支所主幹兼分室長　　中村　幸信　　笠利町主幹　　竹山　和幸
名瀬支所主査　　別府真砂海　　住用会計任用職員　朝井　光徳

６．報告事項
・６月の総会日程について

７．議事日程
(1)　会議録署名委員の指名について
(2)　会期の決定について
(3)　議案について
議案第24号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第25号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第26号　非農地の判定について
議案第27号　奄美市農業振興整備計画変更(軽微)に伴う意見書の提出について
議案第28号　奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について

議長	（岸田 会長） ただいまの出席委員は１３人であります。総会は成立いたしました。 これから、令和７年第５回定例総会を開会いたします。 それでは、議事日程に入ります。 **≪日程第１≫** 会議録署名委員の指名を行います。 本総会の会議録署名委員には、５番 照井　委員と６番 大瀬　委員 のお二人を指名いたします。 **≪日程第２≫** 会期の決定を議題といたします。 本日の総会は日程通知のとおり、 議案第２４号から議案第２８号までの５件を予定しております。 お諮りいたします。 会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （全委員から異議なしの声） ご異議なしと認めます。 よって、本総会の日程は本日１日と決定いたしました。 本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。 （全委員から異議なしの声） ご異議なしと認めます。 それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

事務局	≪日程第３≫ 議案第２４号 農地法第３条の規定による許可申請、№１７～№２２について議題といたします。 それでは、事務局に議案の朗読と説明を求めます。 （池　局長） １ページをお開き下さい。 今月の農地法第３条の許可申請は６件で売買が１件、贈与が５件の申請でございます。 ２ページをお開き下さい。 NO.１７は，譲渡人が所有する奄美市名瀬大字小宿字朝ヶ敷（あさげしき）の１筆の農地の申請です。農地区分は第２種農地の申請であります。 譲渡人の１筆の農地の面積は２３１㎡で贈与による申請となります。 また、農地取得後は、野菜を栽培する予定であり、１１ページに営農計画書も提出されております。 続きまして№１８です １３ページをお開き下さい。 NO.１８は，譲渡人が所有する奄美市笠利町大字平字大トムリ原（おおとむりはら）の１筆の農地の申請です。 農地区分は第１種農地であります。 譲渡人の１筆の農地の面積は１，０７８㎡で贈与による申請となります。 また、農地取得後は、サトウキビを栽培する予定であります。 ２１ページをお開き下さい。 NO.１９は，譲渡人が所有する奄美市笠利町大字平字仲トムリ原（なかとむりはら）の１筆の農地の申請です。

	農地区分は第１種農地であります。 譲渡人の１筆の農地の面積は１，２８７㎡で贈与による申請となります。 また、農地取得後は、サトウキビを栽培する予定であります。 ２９ページをお開き下さい。 NO.２０は，譲渡人が所有する奄美市名瀬大字伊津部勝字根山の１筆の農地の申請です。 農地区分は第１種農地の申請であります。 譲渡人の１筆の農地の面積は４５，６００㎡で贈与による申請となります。 また、農地取得後は、タンカンを栽培する予定であり、３７ページに営農計画書も提出されております。 ３８ページをお開き下さい。 NO.２１は，譲渡人が所有する奄美市笠利町大字用安字岩(いわ)バ(ば)サ(さ)マ(ま)の１筆の農地の申請です。 農地区分は第２種農地の申請であります。 譲渡人の１筆の農地の面積は５０３㎡で売買による申請となります。 また、農地取得後は、島みかんを栽培する予定であり、４６ページに営農計画書も提出されております。 ４７ページをお開き下さい。 NO.２２は，譲渡人が所有する奄美市名瀬大字知名瀬字石原勝(いしはらがち)の１筆の農地の申請です。 農地区分は第１種農地の申請であります。 譲渡人の１筆の農地の面積は３，９８２㎡で贈与による申請となります。 また、農地取得後は、タンカンを栽培する予定であり、５７ページに営農計画書も提出されております。 以上６件でございます。

議長	（岸田 会長） それでは№１７から順次、担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について順次調査報告お願いいたします。
事務局	（勝　次長　西委員代読）譲受人についての説明 農地法第３条の規定による許可申請書について５月１８日午後５時頃、譲受人と小宿の申請地でお話しを伺うことが出来ました。 譲受人は現在、事務の仕事をしながら家の前の畑でタンカン、島みかんスモモの畑の管理作業をしているという事です。 今回、譲渡人から畑の贈与を受けますという事です。 農地取得後は野菜を中心に栽培していきたいと言うことです。 土地の地番、面積とも申請書通りで間違いないという事です。
事務局	（勝　次長）譲渡人についての説明 農地法第３条№１７に係る調査報告を致します。 ２ページ№１７の譲渡人が兵庫県にお住まいですので５月２２日、午後３時２０分頃電話にて申請内容を確認致しました。 譲渡人の住所、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載内容に間違いないとの事を確認いたしました。 譲受人とは親戚関係、親同士が従弟になるそうです。 委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 以上でございます。
事務局	（勝　次長　西委員代読）土地についての説明 申請地ですが、４ページから６ページにありますように〇〇小学校の裏門のすぐ近くの畑です。周りは住宅地でもありますが申請地の横は畑となっています。 申請地は背丈程の草が生えていました。早く取得して草刈りを行いたいと言っていました。 第２項第１号、第２項第４号、第２項第６号、第３項第２号については別紙のとおりでありますので報告致します。 以上です。
議長	（岸田 会長） №１８の調査報告お願いします。

１２番	（里　和彦　委員）譲受人・譲渡人についての説明 農地法第３条の規定による許可申請書について№.１８の譲受人につきましては５月１６日午前９時頃、現地にて譲渡人立ち合いの下、今回の申請については、お互い間違いありませんとの事を確認致しました。
１２番	（里　和彦　委員）土地についての説明 土地については、同じく５月１６日午前９時頃、現地にて譲受人及び譲渡人の立ち合いの下、竹山主幹、西推進委員とともに確認致しました。 農地法第３条の調査書については第２項第１号、第２項第４号、第２項第６号、第３項第２号については別紙のとおりでありますので報告致します。
議長	（岸田 会長） №.１９の調査報告お願いします。
１２番	（里　和彦　委員）譲受人・譲渡人についての説明 譲受人につきましては５月１６日午前８時５０分頃、現地にて譲渡人立ち合いの下、今回の申請については、お互い間違いありませんとの事を確認致しました。
１２番	（里　和彦　委員）土地についての説明 土地については同じく５月１６日午前８時５０分頃、現地にて譲受人及び譲渡人立ち合いの下、竹山主幹、西推進委員とともに確認致しました。 農地法第３条の調査書については第２項第１号、第２項第４号、第２項第６号、第３項第２号については別紙のとおりでありますので報告致します。
議長	（岸田 会長） №.２０の調査報告お願いします。
１０番	（山田　委員）譲受人についての説明 農地法第３条の規定による№.２０についての、譲受人の調査報告を致し

	ます。 ５月１９日午前１１時頃に奄美市役所の３階ホールにて聞き取りを致しました。 土地の所在は奄美市名瀬大字伊津部勝字根山、面積が４５，６００㎡で譲渡人とは親子で父親が病気になり農業が出来なくなっての贈与の移転となります。 この場所は、父親が元植物園をしていたので、整地をしてタンカンを植栽して徐々に耕作面積を増やしていきたいとのことでした。 機材等は父親が所有していたものを使用するとのことです。 以上、調査報告終わります。 ご審議の程よろしくお願い致します。
事務局	（別府　主査）譲渡人についての説明 議案第２４号３条申請№２０について譲渡人について調査報告を致します。 令和７年５月２１日午後６時２０分に龍郷町にお住まいの譲受人に電話でお話しを聞くことができました。 譲渡人は入院中とのことで、奥さんから土地の所在、及び権利の設定等記載内容について相違ない旨の確認がとれました。 会の皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
７番	（日高　委員）土地についての説明 ７番日高です。土地について調査報告致します。 ５月２０日午前９時頃、譲受人、事務局の別府さん、田中委員と共に現地調査を致しました。 今回、贈与を受けるのは当該の農地と山林を含め６haあります。 当該農地は広大であるため現在は開けたところと荒れたところが点在しています。全体的に少し荒れ始めている様相でもありました。 ただ、すでに敷地内に溜池や農道、作業小屋があり農業を開始する体制はありました。 譲受人は土木関係の仕事をしていたので重機の扱いは慣れているとの事で果樹支援対策事業などを活用しながら少しずつタンカンを植栽する計画です。 手を付けられなくなる前に一念発起し、頑張るとのことで意欲を感じられました。 また、タンカン農家でもある田中委員が同行してくれたので、これから新規就農者となる譲受人にアドバイスを行いフォローアップができたので、有意義な調査となりました。 農地法第３条の調査書については第２項第１号、第２項第４号、第２項第６号、第３項第２号については別紙のとおりでありますので報告致します。

議長	（岸田 会長） №２１の調査報告お願いします。
１２番	（里　和彦　委員）譲受人・土地についての説明 譲受人については５月１６日午前９時２０分頃、現地にて申請書とおり間違いありませんとの事を確認致しました。 土地については同じく５月１６日午前９時２０分頃、現地にて譲受人、及び竹山主幹、西推進委員とともに確認しました。 農地法第３条の調査書については第２項第１号、第２項第４号、第２項第６号、第３項第２号については別紙のとおりでありますので報告致します。
笠利事務局	（竹山　主幹）譲渡人についての説明 農地法第３条の規定による№２１について、調査報告を致します。 ５月１６日金曜日、午後１時３０分頃に譲渡人と電話でお話を聞くことができました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に相違ないとの事でした。譲渡人自身、神奈川県に居住していて奄美に戻る予定もなく、弟であり実際にこの農地を管理している譲受人に土地を売買したいとのことでした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
議長	（岸田 会長） №２２の調査報告お願いします。
事務局	（勝　次長　西委員代読）譲受人についての説明 農地法第３条の規定による許可申請書、５月１８日午後１時頃、譲受人は仕事で兵庫県にいるということで電話にてお話しを聞くことができました。 譲受人とは私の仕事が終わった際に農地の見回りをするとき知名瀬の畑でお話しをしたりしています。 ８２歳ですが車の運転もでき畑にはタンカンも植えていて綺麗に草刈りをしていました。 今回、譲渡人とは譲受人の姉ということで贈与を受けますということです。 子供は３人いるということで後の後継者はいますと言うことです。 土地の地番、面積とも申請書通り間違いないと言うことです。

１０番	（山田　委員）譲渡人についての説明 議案２４号農地法第３条の規定による№.２２についての調査報告を致します。 譲渡人に５月１８日午後４時頃、電話にて聞き取りを致しました。 譲渡人の氏名、住所、年齢ともに記載通りです。 土地の所在等も奄美市名瀬大字知名瀬字石原勝の１筆、３，９８２㎡の贈与で間違いありませんとの事でした。 譲受人とは兄妹で自分のところでは農業をしていくこともありませんので、贈与することにいたしましたとのことでした。 以上、調査報告終わります。 ご審議の程よろしくお願い致します。
事務局	（勝　次長　西委員代読）土地についての説明 土地について、５月１９日午後５時頃申請地を見に行きました。 申請地は４８ページから５２ページにありますように知名瀬集落から大和村方面に知名瀬橋を渡って川沿いを３００m行った山側の畑になります。申請地は入り口に小屋があり草も生えていましたが奥の方は草があまり生えてない状態でした。 申請地の周りは山に囲まれて奥の畑となっていました。 農地法第３条の調査書については第２項第１号、第２項第４号、第２項第６号、第３項第２号については別紙のとおりでありますので報告致します。 以上です。
議長	（岸田 会長） それでは№.１７から順次、質疑に入ります。 質疑はございませんか。
２番	（朝　委員） ２番、朝です。 №.１８と１９は贈与となっていますが交換ではないですか 登記をする場合、贈与と交換では交換が税金はかからないですが、贈与の場合は税金がかかりますが、ここでは贈与ということですか
事務局	（池　局長） 申請書通とおり、贈与という形で申請を受け付けました。

議長	（岸田　会長） 他に質疑はありませんか 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 （全員の挙手） 全員賛成であります。 よって、議案第２４号 農地法第３条の規定による許可申請，№１７～№２２について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 ≪日程第４≫ 議案第２５号 農地法第５条の規定による許可申請№７～№１０について議題といたします。 最後の調査報告№１０につきましては私と会長代理の調査報告があるため「奄美市農業委員会会議規則」第１２条３項により最年長の出席委員がその職務を代行する事と明記しているため、№１０につきましての議長は１０番山田委員にお願いします。 まず、先に№７～９についての事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事務局	（池　局長） 今回の申請の内訳は名瀬地区が１件、笠利地区が３件、いずれも一時転用の申請です。 ５９ページをお開き下さい。 №７～№９の内容につきましては３件とも関連があるため、まとめて説明いたします。 申請地は奄美市笠利町大字里字中田と船越の３筆の一時転用の申請でございます。 当該地につきましては農振除外を申請しその後に承認され当該地

	に〇〇を整備するための事前調査における地質調査、いわゆるボーリング調査でございます。 それぞれの申請には覚書書も添付しております。 また、譲渡人の地番毎に違うため３件の申請でございます。
議長	（岸田 会長） それではNo.７から順次、担当調査委員による調査報告お願いいたします。
笠利事務局	（竹山　主幹）譲受人についての説明 農地法５条の規定によるNo.７～No.９について、譲受人が同じで申請内容も一緒のためまとめて報告致します。 ５月１５日木曜日午前１０時４０分頃に譲受人に電話でお話しを聞くことができました。 当該地は〇〇の建設を予定しており、ボーリング調査を行うための一時転用で、図面等が出来たら直ちに５条申請を行い工事の着工したいとのことであります。 申請内容について確認しましたが記載内容に間違いないとのことでした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
笠利事務局	（竹山　主幹）譲渡人についての説明 農地法５条の規定によるNo.７について調査報告を致します。 ５月１５日木曜日、午後３時２０分頃、電話で譲渡人にお話しを聞くことができました。 土地の所在、及び記載内容に間違いないとのことでした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
１３番	（中棚　委員）土地についての説明 １３番中棚です。 議案第２５号農地法第５条の規定による許可申請についてNo.７，８，９の譲渡人と土地の報告を致します。 No.７について土地の確認をしました。 ５月１６日午後１時３０分頃に竹山主幹と確認しました。 ６３ページから６５ページを御覧ください。 赤木名の〇〇の横の畑になります。畑はサトウキビが刈り取られた状態でありました。雑草等が生えていますが事前着工はされていないので問

	題ないと思います。又この土地に〇〇を建設する予定で今回の申請はボーリング調査のため一時転用であります。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
１３番	（中棚　委員）譲渡人についての説明 №８の譲渡人について報告致します。 ５月１６日午後２時３０分に本人の自宅で確認しました。 申請の件について申請書とおりで間違いありませんとのことでした。
１３番	（中棚　委員）土地についての説明 次に土地の報告を致します。 ５月１６日午後１時３０分に竹山主幹と土地の確認をしました。 資料の７１ページから７３ページを御覧ください。 この畑も〇〇の横の畑になります。この畑は今現在耕作されていません。雑草や雑木が生えています。事前着工はしていません。 今回の申請はボーリング調査のための一時転用であります。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
１３番	（中棚　委員）譲渡人についての説明 №９の譲渡人について報告致します。 ５月１６日午後３時に譲渡人の自宅にて書類の確認を致しました。 申請書の内容については申請書とおりでありますとのことでした。
１３番	（中棚　委員）土地についての説明 土地の報告を致します。 ５月１６日午後１時３０分に竹山主幹と土地の確認をしました。 資料の７９ページから８１ページを御覧ください。 この畑も〇〇の横の畑になります。この畑は今現在耕作されていません。以前は観葉植物が植えられていましたが雑木化しています。 事前着工はしていません。 №７、８と同様に申請はボーリング調査のための一時転用であります。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
議長	（岸田　会長） それでは№７から№９について一括にて質疑に入ります。 質疑はございませんか。

７番	（日高　委員） ７番日高です。ちょっと１点気になったんですが、申請者が個人名なのは何故でしょうか 申請者が〇〇でボーリング調査となっていますが、なんかこれ決まりというか、なんで個人名での申請というのが気になった次第です。
事務局	（勝　次長） 事務局から回答いたします。 以前、農振除外の時に〇〇での個人名での申請でなっていたかと思うんですけど今度ボーリング調査などが終わりまして本申請５条申請をする際は〇〇さんが個人で土地を取得して〇〇側に貸店舗という形で転用を行いたいということで土地の取得実行自体は〇〇の代表である〇〇さんが個人取得転用事業者となる予定ということで今回の申請となっております。
７番	（日高　委員） わかりました。
議長	（岸田　会長） 他に質疑はありませんか 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 （全員の挙手） 全員賛成であります。 よって、議案第２５号　農地法第５条の規定による許可申請№７～№９について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 それでは№１０について山田委員へ進行を任せます。 （　議　長　交　代　） （山田　委員） №１０につきましては私の方から総会進行を行いますので御協力の程、

	宜しくお願い致します。 それでは№１０について事務局から説明を求めます。
事務局	（池　局長） それでは８４ページをお開き下さい。 №１０の内容につきましては奄美市名瀬大字小湊字岸田の２筆の一時転用の申請でございます。 当該地につきましては河川工事に伴い切り込み砕石、コンクリートの殻等などの一時保管するための申請でございます。 また、農地復元誓約書、一時転用に関する誓約書も添付しております。 以上です。
議長	（山田　委員） 続いて担当調査委員による調査報告お願いいたします。
８番	（榮　委員）譲受人についての説明 ８番、榮です。 農地法第５条の規定による№１０について調査報告致します。 一時転用の案件です。 ５月２１日水曜日午前１１時、河川工事に係わる小湊の一時転用農地を確認した後、転用者である〇〇建設事務所へと電話を入れ申請内容の確認を行いました。 申請書に記載された地番２筆、面積、転用期間、用途並びに農地復元誓約書等の添付。尚、賃貸借量は発生しない点等、申請内容に相違ない事を確認いたしました 以上です。
住用事務局	（朝井　会計任用職員）譲渡人についての説明 住用分室の朝井です。 農地法第５条の規定による№１０の道路改良工事における資材置き場として一時転用について報告致します。 譲渡人は大阪にお住まいですので５月１６日午後１時１０分頃に電話にて確認致しました。 一時転用業者、転用所在地、一時転用目的及び転用期間等は相違ないとの事でした。

１１番	（岸田　委員）土地についての説明 １１番、岸田です。 議案第２５号、農地法第５条の規定による、№１０について調査報告を致します。 ５月２１日午前９時頃現地を確認致しました。 ８５ページの位置図と８６ページの案内図をご覧ください。 土地は〇〇専門学校前の十字路から名瀬勝方面に向かい１本目の農道から２０ｍ程行ったところにあります。 ８７ページの公図をご覧ください。 申請地の２筆の土地は事前着工もされておらず現状は背丈ほどのススキ等が生い茂り、きちんと原状復帰がさせるのであれば以前より農地として使い易くなると思いますので特に問題ないと思われます。 以上です。 （山田　委員）
議長	それでは№１０に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 （全員の挙手） 全員賛成であります。 よって、議案第２５号　農地法第５条の規定による許可申請№１０について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 それでは再度、議長を交代します。ご協力の程、ありがとうございました。

事務局	≪日程第５≫ （岸田　会長） 議案第２６号 非農地の認定について№.１１～№.１３を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 （池　局長） 議案第２６号　非農地証明願いについて ９６ページをお開き下さい。 今回の申請は３件で内訳は名瀬地区が２件、笠利地区が１件の申請です。 ９７ページをお開き下さい。 №.１１につきましては奄美市笠利町大字和野字大石ノ当（おおいしのとう）の１筆で３２３㎡の申請であります。 農地区分は第２種農地です。 申請地は９９ページの案内図から空港方向へ向かい和野集落の入り口の信号から左へ２００ｍ程に位置しております。 １０１ページの写真から原野の様相を呈しております。 続いて№.１２です。 １０３ページをお開き下さい。 №.１２につきましては奄美市名瀬和光町の２筆で２３２㎡の申請であります。 農地区分は第３種農地です。 １０５ページの案内図と現況写真から、当該地は住宅地に囲まれており都市計画地であり、農業ができる環境でなく、本人は鹿児島市内在住であり帰郷の予定がないため今回、非農地証明願いを提出したところです。

	１０８ページをお開き下さい。 №１３につきましては再申請であります。申請農地は奄美市名瀬大字西仲勝字中生畑原（なかいけはたけはら）の１筆です。 農地区分は第２種農地です。 令和３年第３回の総会において非農地証明願いの申請を行い承認されていますが、法務局への提出をしないまま紛失しており再交付を願い出しましたが承認されてから期間が経過しておりますのでこの度、再提出となりました。 １１１ページの案内図と現況写真から、当該地は小湊集落と西仲勝集落の間に位置しております。現況は原野の様相を呈しており農業をするには適さない土地であります。 以上３件でございます。
議長	（岸田　会長） それでは№１１から順次、担当調査委員による調査報告お願いいたします。
４番	（与沢　委員）願出人についての説明 ４番与沢です。 議案２６号非農地申請№１１について調査報告致します。 ５月２０日午後４時頃、願出人の自宅を訪問し本人から話しを伺いました。 資料９７ページの現況で報告されているように３２年くらい前から休耕放棄されており、雑草や大木が生い茂っているため、農地として復旧するには非常に困難な状況とのことです。 以上です。

４番	（与沢　委員）土地についての説明 土地について説明致します。 ５月１９日午前９時４５分頃、中村分室長、竹山主幹、山本推進員、願出人の５人で現地を確認しました。 １０１ページの写真をご覧ください。申請地は道路より下がった場所にあり、さらに急な斜面となっています。 当初、願出人のご主人が存命中にタンカンを１１本栽培していましたが体調不良や斜面での足場の悪さも重なり、休耕地となりました。 現在は入り口の場所さえ確認するのが難しいほどで今後も農業を行うには困難な土地だと思います。 以上、報告致します。ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	（岸田　会長） 続いて№１２お願いします。
事務局	（別府　主査）願出人についての説明 議案２６号非農地申請№１２の願出人について調査報告致します。 令和７年５月２１日午後６時３０分に鹿児島市にお住まいの願出人に電話でお話しを聞くことが出来ました。 今後も農地として利用する予定はなく、また奄美に戻る予定もないとの事でした。 申請内容についても相違ない旨の確認がとれました。 会の皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
１４番	（田中　委員）土地についての説明 １４番田中です。 議案２６号非農地申請№１２の土地について調査報告致します。 ５月２０日午前８時４０分、事務局の別府主査、山下推進員と私の３人

	で現地を確認しました。 １０５ページを御覧ください。 場所は和光町の国道５８号から仲勝川を山手に入った先にあります。 １０７ページの写真でもわかる通り、周りはほとんど住宅になっており農業をするのは難しいと判断致します。 以上、報告致します。
議長	（岸田　会長） №１３お願いします。
事務局	（池　局長　西委員代読）願出人についての説明 非農地証明願いについて５月１８日午後５時３０分頃、朝仁新町の自宅の方でお話しを伺いました。 理由としては１０８ページに書いてありますように平成２２年１０月の奄美豪雨災害の際、山からの土砂が流れ込み現状は長期使用できませんということです。 土地の地番、面積とも間違いないということです。 また、以前非農地証明願いの承認を受けた際、法務局での手続き前に原本を紛失したとのことです。 以上です。
７番	（日高　委員）土地についての説明 ７番日高です。 非農地証明願い№１３について調査報告致します。 ５月２０日午前１０時頃、事務局の別府主査、高山推進員と現地調査を致しました。 令和３年の許可以降なんら変わらず荒れたままで、後ろにある１軒の民家と接しています。 さらに後ろは山が迫っています。また、この場所は大雨が降ると横にあ

議長	る水路を超えて水や土砂が車道にまで溢れる場所です。 境界が曖昧なため写真に記録、非農地と認定しても致し方ないことを３人で確認しました。 以上、報告します。 （岸田　会長） これから本案に対する№１１～№１３の質疑に入ります。 質疑はございませんか 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 （全員の挙手） 全員賛成であります。 よって、議案第２６号　非農地の認定について№１１～№１３について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 ≪日程第６≫ 議案第２７号　奄美市農業振興地域整備計画の変更について、議題といたします。 事務局の説明に入る前に２番 朝　委員において関連案件がありますので、退出をお願いいたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事務局	（池　局長） １１６ページをお開き下さい。 今月の奄美市農業振興地域整備計画の変更について、軽微な変更、１件

	の申請であります。 申出書の内容につきましては農振の担当者であります笠利総合支所 農林水産課　農政水産係　永田主査から説明のほどよろしくお願いいたします。
笠利 農林水 産課	（永田　主査） 笠利農林水産課の永田です。 今回の案件につきましては、軽微変更申出１件のみとなります。 では、資料に基づいて説明させていただきます。 件１、ナンバーは３番であります。 申出地は奄美市笠利町大字節田字長ハサマ、地目は畑で申出面積は２１㎡でございます。 変更理由といたしましては農機具倉庫設置のための軽微な変更の申出であります。 当該土地は、市笠利支所から南へ約４．５キロに位置し、過去に整備事業等導入のあった農地であり、集団性を有する農用地区域のはずれに存在しております。 申出理由としましては、土地利用者である就労継続支援事業所の農機具倉庫を設置したい為、用途区分変更の申出であります。 調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願い申し上げます。
議長	（岸田　会長） それでは、№３の議案について担当調査委員による申出者、土地について調査報告お願いいたします。

笠利 事務局	（竹山　主査）申出人についての説明 奄美農業振興地域整備計画の変更について№.３の申出人について、調査報告致します。 ５月１９日月曜日、午前１０時４０分頃に申出人が埼玉県に居住しているため電話でお話を聞くことが出来ました。 申出人自身埼玉県に居住していて奄美に戻る予定もなく、土地利用予定者から農地に農機具倉庫の設置のため申請を行ったとのことでした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
１番	（里　委員）土地についての説明 １番里です。 議案第２７号奄美市農業振興地域整備計画の軽微な変更について、№.３のご報告をさせて頂きます。５月１９日午前９時に申請地の農地において中村分室長、竹山主幹、山本推進員の農林水産課の永田主査と農地を借りている〇〇さんと自分と農地の現状確認調査及び聞き取り調査を行いました。 現状においては農地の奥でバナナが栽培されており、拡大したいとの事でした。農業用の農機具を収納するための倉庫を設置したいとの事でした。コンテナ、木材で作った倉庫であり、いつでも移動が可能であり周りの農地にも影響はなく土地の所在及び記載内容に間違いなく問題ないと判断をしました。 ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	（岸田　会長） これから本案に対する質疑に入ります。　質疑はございませんか。
４番	（榮　委員） 県の見解を教えて欲しいです。

笠利農林水産課	（永田　主査） 県の見解について確認したところ用途区分の変更については可能であるいう返事を頂いております。 しかし、土層改良事業が入っているのでそのことの返還については、返還の可能性がある返事を頂いているのですけれど、確実な返事は頂いておりません。
議長	（岸田　会長） 他に質疑はありませんか 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 （全員の挙手） 全員賛成であります。 よって、議案第２６号奄美市農業振興地域整備計画の変更による №１の軽微な変更については、「適当」という意見を市長に答申することに審議の結果決定いたしました。 ２番 朝　委員の入室を許可します。 **≪日程第７≫** 議案第２８号　奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の賃貸借契約の決定について議題といたします。 事務局の説明に入る前に１４番 田中委員において関連案件がありますので退出をお願いいたします。 それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	（池　局長） 議案２８号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による賃貸借契約について１２９ページの管理表をお開き下さい。 今回の賃貸借の契約内容といたしましては名瀬地区が７件で面積は １３，７０４㎡でございます。 詳細につきましては左側の番号１、２について、大字小湊字岸田につきましては２０年契約でパッションを栽培する予定です。借主は現在農業研修生の方です。 この農地につきましては奄美市農業創出緊急支援事業を令和９年に導入し８棟のハウスを建設する予定です。事業費は未定です。 補助率は国が〇〇県〇〇市〇〇個人負担が約〇〇％となっています。 詳細については農林課へ問い合わせてください。 ３番４番につきましては大字小湊字白前と播磨で１０年の契約でいずれもサトウキビを栽培する予定です。 ５番～７番につきましては１４番田中委員が５年間の契約でタンカンを栽培することとなっております。 事務局としてはタンカンを栽培することに関して５年間は短いと思い、耕作者に問い合わせたところ、とりあえず５年間借りた後、５年後に農地を買い取る方向で農地の所有者とは協議済ということでありました。 議案２８号につきましての説明は以上であります。
議長	（岸田　会長） これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

	お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 （全員の挙手） 全員賛成であります。 よって、議案第２８号　奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 １４番 田中委員の入室を許可します。 以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。 連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。

	（事務局からの連絡） 協　議　会 １．　連絡事項 ６月の日程について ・申請締め切り日　　６月　５　日　木曜日 ・事前協議の日程　　６月１３日　金曜日　９：３０～　３F会議室 西　委員　大瀬　委員　山田　委員　山本　推進員 ・総会の日程　　６月２５日　水曜日　９：３０～　５F会議室
議長	（岸田　会長） それでは，正会に返します。 以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。 お疲れ様でした。 閉　会 令和７年５月２３日 奄美市農業委員会 会長　岸田　国広 署名委員　照井　香里 署名委員　大瀬　昭信 作成者　　池　　秀　平